

令和6年度 水質検査業務（農薬）仕様書

第1 （基本事項）

1 目的

- （1）本業務は、水道法に基づく水質基準項目において、当所で検査を行うことができない農薬について水質検査を委託する。
- （2）検査項目は別紙「令和6年度農薬検査一覧表」のとおり。

第2 （業務の内容）

（1）検査項目及び採水日程

上記一覧表のとおりとする。

（2）試料容器の準備

受注者は、上記一覧表の回数ごとに適切な採水容器を用意し、採水地点名または通し番号等を容器に明示して明確に識別できるようにした上で、採水日の概ね2日前までに発注者に届けるものとする。

（3）試料の引き渡し

検査試料の採取は発注者が行い、松塩水道用水管理事務所において受注者に引き渡すものとする。
なお、詳細は契約後協議するものとする。

（4）試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

（5）水道法施行規則第15条第2項の臨時水質検査

本業務は水道法施行規則第15条第2項の臨時水質検査は含まない。

第3 （検査方法）

1 水質検査

（1）検査方法

検査方法は、厚生労働省健康局通知 別添4 水質管理目標設定項目（平成15年10月10日付健発第1010001号）（最新改正を使用）による。

（2）定量下限及び測定精度について

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号（最終改正を使用））に基づき実施する。

一連の試料測定の最後に精度確認用試料を測定し、設定値との誤差率が20%以内であることが確認されたものを測定結果として採用する。なお、誤差率がこの範囲に該当しない場合は、是正措置を講じた上で試料を再測定し、精度確認用試料が範囲内に収まるまで是正措置を繰り返すこと。

（3）再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。
なお、この場合の費用は、受注者の負担とする。

(4) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(5) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請があったときは、その記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

受注者は、下記3（1）で提出する標準作業書に沿った記録を行う。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検等を受け、記録する。

(4) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守のうえ、受注者が廃棄する。

(5) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(6) 受注者への立入検査

上記（1）～（5）の事項及び設備状況等について確認するため、発注者は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

名称	部数	提出期限等
検査項目ごとの標準作業書(SOP)	1	契約締結後速やかに
委託する項目の直近の外部精度管理調査に係る結果書(該当がない場合は、別途協議によりその他の農業項目でも可とする。)	1	契約締結後速やかに
水道 GLP ISO/IEC17025 等の取得や取組状況に関する資料	1	契約締結後速やかに
委託する項目の内部精度管理調査に係る結果書(水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づく評価結果)	1	契約締結後速やかに
水質検査速報	1	目標値を超過した場合のみ速やかに
水質検査業務報告書	1	各採水日から3週間以内
業務完了届	1	契約満了日まで

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。

なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。

4 安全管理

(1) 受注者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。

(3) 本業務施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5 その他

(1) 資料の提供

本業務に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

6 担当部署

長野県企業局 松塩水道用水管理事務所

電話 0263-52-3330

(別紙) 令和6年度農薬類検査一覧表

○検査項目

	農薬名	目標値 (mg/L)	定量下限値 (mg/L)	下限値未満の 表示方法
1	アラクロール	0.03	0.0003	<0.0003
2	キノクラミン(ACN)	0.005	0.00005	<0.00005
3	キャプタン	0.3	0.003	<0.003
4	クロロタロニル(TPN)	0.05	0.0005	<0.0005
5	シアノホス(CYAP)	0.003	0.00003	<0.00003
6	ジクワット	0.01	0.0001	<0.0001
8	ダイアジノン	0.003	0.00003	<0.00003
8	ダイムロン	0.8	0.008	<0.008
9	パラコート	0.005	0.00005	<0.00005
10	フェニトロチオン(MEP)	0.01	0.0001	<0.0001
11	ブタクロール	0.03	0.0003	<0.0003
12	プレチラクロール	0.05	0.0005	<0.0005
13	ブロモブチド	0.1	0.001	<0.001
14	ベノミル	0.02	0.0002	<0.0002

○採水日予定表

採水日(予定)	検体数	検体名	農薬類14項目
5月14日(火)	1	原水	○
6月4日(火)	1	原水	○
7月2日(火)	1	原水	○
8月20日(火)	2	原水	○
		浄水	○
9月10日(火)	1	原水	○
10月1日(火)	1	原水	○
計(検体数)	7	原水	6
		浄水	1

※採水日は状況により変更になる可能性があります。